

[事案 27-161] 契約解除取消請求

・平成 28 年 8 月 3 日 和解成立

<事案の概要>

告知書は募集人の指示に従い記入したものであることを理由に、告知義務違反による契約解除の取消しと給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 9 月に契約した医療保険について、事実と相違する告知書を作成したのは、募集人からそう書くように言われたためであるので、告知義務違反による契約解除を取り消して給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

募集人による告知妨害または不告知教唆等の事実はないので、契約解除の取消しには応じられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど契約申込み当時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人による告知義務違反の事実は明らかである一方、募集人による告知妨害または不告知教唆の事実を認めることは困難であることから、保険会社による解除は有効であると言わざるを得ないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項に基づき和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 申込みに際し、申立人が本件で問題となった疾病に罹患していることを募集人に告げたことは、募集人も認めている。
- (2) 正しい告知がなされていれば、保険会社は特別条件付（一定期間の部位不担保）で引き受けていた可能性が高い。
- (3) 本件で問題となった疾病は他の疾患に繋がるような重大な疾患ではない。
- (4) 事情聴取における募集人の陳述内容にやや曖昧さが残る。